

各地の状況

本書で紹介しきれない差別事件もあり、ここでは収集できた資料からいくつかの状況を紹介します。

群馬県では、事実確認ができていない情報はあるものの事件としては取り上げられていない。しかしながら差別事件にはならないが、二〇〇四年一月から一二月の間に人権・生活相談員に寄せられた相談のうち、人権・結婚問題に関わる相談が八五件報告されている。この「相談」は、差別事件という範疇にはならないものの、部落差別の実態を知るひとつの手法であり、部落差別の解決にとって今後ますます重要な役割を果たしていくものである。

奈良県では、本書で紹介した差別事件のほか、「インターネット 掲示板差別書き込み事象」に対する独自の取り組みのなかで、二〇〇一年六月一八日から二〇〇三年二月一〇日の間に、奈良県に限定した一四一八件の悪質な書き込みを確認している。とくに部落差別に関わっては一〇七五件であるという。注目したいのは、事象の数ではなく、その取り組みの手法であり、各地で同様の取り組みが行われれば部落差別の実態がより把握しやすくなっていく。

大阪府では、大阪府人権協会が二〇〇四年一月一日から一二月三一日までの間に二九三件の差別事象を集約している。これは前年に比べて九件増であるが、部落差別に関わっては一一一件で（別表参照）、前年比八二件減である。その要因のひとつに、前年は「全国大量連続差別投書・ハガキ等事件」に関連した投書が多かったのに対し、この事件の犯人が逮捕されたことが考えられる。また、インターネット上での部落差別事象の報告が六件にとどまっているのは、奈良県で取り組まれているような定期的なチェック体制がなく、市民等により差別事象として報告された件数のみであることによる。実際には奈良県の件数に匹敵する実態が予想される。

おわりに

部落差別の実態は依然として厳しいものがあるが、本書でいくつか紹介してきたように、個々の差別事件の真相糾明を通じて課題と今後の方向がより明確にされてきている。しかしながら一部に、その真相糾明の取り組み、すなわち事実確認会や糾弾会に対して否定的な法務省や一部団体を拠り所として、差別者が逃げ込んでいる状況もみられる。このようななか、いずれにしても被差別当事者の人権侵害に対して、事実確認会や糾弾会との相乗効果のある、救済措置の仕組みが必要であり、求められている。

差別事象総括表（2004. 1. 1～2004. 12. 31）

	落書き	発言	電話	インターネット	投書	貼り紙	その他	計
部落差別	59	22	17	6	3	2	2	111

〈 確認体制〉

1. 部落問題に関わる事象を中心に市町村や関係団体が把握した差別事象を、大阪府人権協会が報告を受け、集約した。
2. 大阪府人権協会ですとめた一覧表をもとに、具体的には大阪府人権室・大阪府教育委員会・大阪市市民局人権啓発課・大阪市教育委員会、府人権協会とで「集約会議」を開催し、チェックしたうえで確認した。

〈分類の内容〉

1. 「落書き」には日誌やしおり等に書かれたものも含む。
2. 「投書」は特定の個人・団体・機関への郵送や投げ込みなど。
3. 「貼り紙」は不特定の人によって見られる可能性のあるもの。